

ほくようビジネス ID 利用規定

1. ほくようビジネス ID

「ほくようビジネス ID」とは、当行が提供するインターネットによる各種サービスを、共通の ID（契約番号、ユーザー名およびパスワード）でご利用いただけるしくみです。

2. 規定の適用範囲

ほくようビジネス ID 利用規定（以下「本規定」といいます。）は、「ほくようビジネス ID」を利用する契約者ご本人（以下「契約者」といいます。）に適用されます。

3. 本サービス

本サービスとは、パーソナルコンピューター（インターネットに接続および閲覧可能な当行所定の OS およびブラウザを備えた端末（スマートフォン等）を含みます。）を通じて、提供される以下のサービスをいいます。なお、当行は、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更を行うことがあります。

(1) ほくようビジネス ID 口座情報連携サービス

(2) その他当行所定のサービス

4. ほくようビジネス ID の発行

(1) 普通預金または当座預金の預金者で、自身の使用する電子メールアドレスをお持ちの方は、ほくようビジネス ID の発行ができます。

(2) 本サービスの利用を希望する方は、本規定に同意のうえ、以下の方法で申込を行うものとします。

①ほくようビジネス ID 申込専用画面から、契約者に関する情報（法人名、所在地、代表者氏名等）、申込者情報（氏名、連絡先電話番号等）、口座情報（店番号、科目、口座番号、口座名義等）、代表ユーザー登録情報（ユーザー名、パスワード、メールアドレス）等を指定のうえ、ほくようビジネス ID の利用申込をすること。

②前号の利用申込後、登録メールアドレスに配信するメールのリンクから「ほくようビジネス ID 利用申込書」を印刷し、登録口座の届け出印を押印のうえ、当行本支店窓口へ提出すること。

(3) 当行は、「ほくようビジネス ID 利用申込書」の提出を受けて、印鑑照合等による本人確認、所定の手続きを行った後、登録メールアドレスに手続き完了した旨のメールを配信します。

(4) 発行済のほくようビジネス ID の代表口座と同一の口座を代表口座として、新たなほくようビジネス ID を発行することはできません。

- (5) ほくようビジネス ID お申込において、契約者が法人の場合には、契約者の代表者等を、契約者が個人や個人事業主の場合には、本人あるいは代表者を代表ユーザーとしてご登録いただきます。また、代表ユーザー以外に、ほくようビジネス ID の各種サービス・機能等を利用するユーザーを登録することができます。
- (6) 契約者は、自己の責任において、ほくようビジネス ID で使用する契約番号、認証コード、ユーザー名、パスワードおよびユーザー登録に使用した電子メールアドレスを厳重に管理・使用するものとし、第三者に貸与、譲渡、売買、質入等をしないものとします。
- (7) 各種取引の受付結果や当行からのお知らせ等をご登録の電子メールに送信します。当行がご登録の電子メールアドレスに送信したうちは、事由に関わらず到達したものとします。変更が必要な場合は、速やかに変更手続きを行ってください。

5. 本人確認

- (1) ほくようビジネス ID のログインにあたっては、契約番号ならびにユーザー登録時に登録したユーザー名およびパスワードを、パーソナルコンピュータより当行に送信するものとします。
- (2) 当行は送信された契約番号、ユーザー名およびパスワードと当行に登録された内容の一致を確認した場合は、次の事項を確認できたものとして取扱います。
- ①ほくようビジネス ID 契約者の有効な意思によるものであること。
 - ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (3) 当行が前項の確認をして取扱いしたうちは、パスワード等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。パスワード等を失念したり、他人に知られたような場合は、すみやかに取扱店まで届け出てください。なお、当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) ユーザーがパスワードを失念した場合、当行所定の手続きをとることによりパスワードの再設定を行うものとします。
- (5) 本サービスの利用にあたり、パスワードが当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合は、その時点で当行は本サービスの利用を当行所定の範囲で停止します。本サービスの利用を再開するには、前項によりパスワードを再設定して下さい。

6. 解約

- (1) 契約者は、当行所定の手続きをとることにより、いつでもほくようビジネス ID を解約できるものとします。
- (2) 当行は、契約者が本規定について重大な違反があった場合には、催告を要することなくほくようビジネス ID の利用を停止し、または解約することができるものとします。

7. 規定の変更

(1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

(2) 前項による本規定の変更は、変更後の本規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

8. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定、振込規定、銀行取引約定書等により取扱います。

9. 反社会的勢力でないことの表明・確約

(1) 契約者（法人の場合は役員を含む。以下本条において同じ。）およびユーザーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係事業者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 契約者およびユーザーは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約していただきます。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を越えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 契約者またはユーザーが、反社会的勢力もしくは前々項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前々項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行は、本サービスの利用を停止または解約することができるものとします。

10. 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

11. その他

本サービス上の特定のサービスには、別途利用規定を定めることがあります。この場合、契約者は、当該サービスを利用する際には、本規定および当該サービスに係る利用規定に従うことに同意します。

以上